

研修計画

令和 年 月 日

殿

[申請者]

住 所：

氏 名：

電 話 番 号：

(生年月日： 年 月 日： 歳)

メールアドレス：

電話、メールでも連絡するので、
必ず記載すること。

新規就農者確保緊急円滑化対策実施要綱（令和5年12月水産事務次官依命通知）別記1第6の1の（1）の規定に基づき研修計画の承認を申請します。

なお、第7の3の規定に基づき本計画の内容を含め、本事業に係る交付対象者の情報は関係機関において共有されることに同意します。

また、実施要綱の規定を遵守し、就農するための研修に励むことを誓約します。

なお、実施要綱の規定により、当該資金の交付を停止され、一部又は全部を返還することについて異議はありません。その際には、既に交付を受けた資金の一部又は全部を返還することを（保証人の署名を添えて※9）誓約します。

申請者が未成年の場合は、
必ず保証人を立てること。

1 農業を始めようと思った理由

- ・ 農業にかける思い。
- ・ 農業に取り組むにあたっての決意。
- ・ 過去の農業経験・体験等の有無。
- ・ 研修を希望する理由。
- ・ 家族の理解や協力等。

(400字以上記載すること。)

2 就農時に係る計画

[illegible]

- ※1 非農家出身者で独立・自営就農する者の場合
 ※2 農家出身者で親の農業経営を継承せずに独立・自営就農する者の場合
 ※3 農家出身者で親の農業経営を継承して独立・自営就農する者の場合
 ※4 三親等以内の親族の経営する農業経営体に就農する者の場合
 ※5 就農5年後の目標を記入する（雇用就農又は親元就農の場合は記入不要）

3 将来の就農ビジョン（生産物の販売方法などを記載）※6

- ・農業に取り組む目的や理由、農業を通して社会にどのように貢献したいか。
- ・その品目を選択した理由。
- ・経営開始した初年度～5年後の計画。
- ・最終目標はどこか。どのような農業経営をしていきたいか。
- ・販売先や販売方法はどこを検討しているか。
- ・将来的な所得目標。
- ・機械や施設などは何を、いつ、どのくらいの事業費で、何の資金を活用して導入するのか。
- ・今後取り組んでいきたい農業経営の構想や将来の展望等。

(400字以上記載すること。)

※6 別記1第5の1の(1)のイの(エ)の場合は、a及びbについて記載する。

4 計画を達成するための研修※7

研修先ごとに記載すること。

① 研修内容等

名称	独立・自営就農支援研修	所在地	①岩手県立農業大学校 (金ヶ崎町六原字蟹子沢14) ②〇〇 〇〇 (〇〇市〇〇10-1)
専攻・ 営農部門	①基礎コース (就農前クラス・野菜) ②現地実習 野菜(〇〇〇)	研修 期間	令和〇年4月1日 ~ 令和〇年3月31日
研修内容			
①基礎コース ・野菜の基礎知識、栽培理論、栽培技術の習得 ・農業簿記の基本知識の習得 ②現地実習 〇〇〇の播種、育苗管理、定植、誘引、土づくり、施肥、病虫害防除、収穫、調製等の栽培技術の習得 販売、経営管理、販売戦略、雇用管理等の実践的な知識の習得			

※7 研修先が複数の場合は記入欄を追加して記入する。

交付対象となる研修期間を記入すること。

② 交付期間（就農準備支援資金）

令和〇年4月1日 ~ 令和〇年3月31日

5 その他

常勤の雇用契約の締結	☐ 締結している ☒ 締結していない
生活費の確保を目的とした国の他の事業による給付等 (例：生活保護制度、雇用保険制度（失業手当）等)	☐ 給付等を受けている ☒ 給付等を受けていない
過去に本事業、農業次世代人材投資事業（準備型）、就職氷河期世代の新規就農促進事業（令和元年度補正予算、令和2年度補正予算）、就農準備支援事業、就農準備資金・経営開始資金による資金の交付	☐ 交付を受けたことがある ☒ 交付を受けたことがない

傷害保険の加入	☒ 加入している ☐ 4の②の交付期間の開始日までに加入する ☐ 加入しない
前年の世帯全体の所得※8	〇〇〇万円
前年の世帯全体の所得が600万円を超えているにもかかわらず資金交付が必要な理由（超える場合のみ記入）	
※本欄は交付主体の記入欄 生活費確保の観点から支援対象とすべき切実な事情の有無 （ ☐ 有 ☐ 無） 【所見】	

※8 「世帯」とは本人のほか、同居又は生計を一にする別居の配偶者、子及び父母が該当。「所得」とは、地方税法第292条第1項第13号に定める「合計所得金額」。

6 保証人※9

住 所	申請者が未成年の場合は、必ず保証人を立てること。
氏 名	
住 所	
氏 名	

※9 保証人を立てる場合は記載する。なお、交付対象者が未成年の場合は、必ず保証人を立てること。
 また、研修計画の変更申請で保証人に変更がない場合は記入不要。

添付書類

別添1：先進農家等で研修を受ける場合は受講する研修のカリキュラム（研修実施スケジュール、研修内容、習得する技術等が分かる研修実施計画）を添付。先進農家等以外の教育機関で研修を受ける場合は、受講する研修のカリキュラム及び受講が認められていることを証する書類を添付。

別添2：履歴書

別添3：離職票の原本（離職票の提示が可能な場合）

別添4：農業研修に関する確認書（先進農家等で研修する場合。先進農家等以外の

教育機関で研修を受ける場合は不要。)

別添5：確約書（研修終了後、親元就農する予定の場合。）

別添6：傷害保険に加入している場合は傷害保険証書の写しを添付。交付期間が開始するまでに加入予定の場合は、加入を検討している傷害保険の内容がわかるもの（パンフレット等）を添付し、加入後に傷害保険証書の写しを交付主体に提出すること。

別添7：前年の世帯全体の所得を証明する書類（源泉徴収票、所得証明書等）。前年の世帯全体の所得が600万円を超える場合は、必要に応じて生活費確保の観点から資金を必要とする理由欄に記載した事情の裏付けとなる書類を添付。

別添8：身分を証明する書類（運転免許証、パスポート等の写し）

研修実施計画

1 研修内容

年月	研修時間	内 容
令和○年 4 月	100	○○○の育苗管理、ハウスの土づくり、 マルチ張り、品種選定
5 月	90	パソコンによる農業複式簿記演習 トラクタの操作
6 月	120	○○○の収穫、調製、販売
7 月	120	
8 月	120	研修品目、研修内容を 具体的 に記載すること。 例) 栽培管理×、座学× りんどうの定植○、複式簿記演習○
9 月	120	
10月	120	
11月	110	
12月	80	研修期間全ての月について記載すること
令和○ 年 1 月	80	
2 月	80	年間合計時間は、1,200時間 以上とすること
3 月	100	
研修時間合計		

2 習得する技術

- ・ ○○○の基礎的な知識・栽培管理技術を習得する。
- ・ 農業複式簿記の基礎知識を習得する。
- ・
- ・

上記の研修内容で研修を実施します。

令和 年 月 日

(研修先名称)

(住所)

(電話番号)

※上記内容が記載された研修実施計画等であれば、本様式に限らない。

別添 2

履歴書

1 氏名等

(ふりがな)					
住 所	〒□□□-□□□□				
(ふりがな)					
連絡先	〒□□□-□□□□				
(ふりがな)		生 年 月 日		性別	電話番号
氏名		年 月 日	歳	1. 男 2. 女	

2 家族構成

氏 名	続柄	生年月日	住 所

3 学歴等

履 歴	年	月	学歴・職歴(各別に記入)			
				年	月	免許・資格

農業研修に関する確認書（例 1）

農地所有適格法人 A（以下、甲という。）及び研修生 B（以下、乙という。）とは、農業研修について、次のとおり確認する。

第 1 条（研修期間）

研修期間は、令和〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日までとする。

第 2 条（研修生の責務）

乙は、研修期間中、甲の指示に従い、誠実な研修を遂行するとともに、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- （1）乙は、研修期間中に知り得た甲の業務上の機密又は甲と取引する顧客情報等（個人情報を含む。）について、ほかに漏洩してはならない。
- （2）乙は、甲の信用を害し品位を傷つける行為、研修の目的を逸脱する行為その他不道德な行為及び不法な行為をしてはならない。
- （3）乙は、研修期間中の不慮の事故に備え、あらかじめ傷害保険に加入しなければならない。
- （4）乙は、研修計画に即して必要な技能を習得しなければならない。
- （5）（1）から（4）までに違背した場合、甲の判断により研修を即時中止することができるものとする。

第 3 条（研修受入先の責務）

- （1）甲は、乙が独立・自営就農、雇用就農又は親元就農し、就農後 5 年以内に農業経営を継承すること又は法人の経営者となることができるよう適切に生産技術等を教えなければならない。
- （2）甲は、乙を労働者として扱ってはいけない。

第 4 条（損害賠償）

- （1）乙は、研修中に、その責めに帰する事由により、甲又は第三者に損害を与えた場合には、その損害を賠償しなければならない。
- （2）乙は、研修における不慮の事故について、第 2 条（3）の規定に基づく傷害保険による給付があったときには、甲に対し、当該不慮の事故についての損害賠償その他一切の請求を行わないものとする。

第 5 条（費用の負担）

- （1）研修に要する経費（〇〇〇）は、甲が負担する。
- （2）研修に要する経費（△△△）は、乙が負担する。

第〇条（研修謝金）

乙は甲に月額〇万円を支払う。

第 6 条（その他）

この確認書に定める事項について疑義が生じた場合又はこの確認書に定めのない事項については、確認書の趣旨に則り、甲・乙協議の上、定めるものとする。

本確認書締結の証として、本書 2 通作成し、甲・乙それぞれ 1 通ずつ保存する。

令和〇年〇月〇日

甲

（住 所）
（研修先）
（氏 名）

乙

（住 所）
（氏 名）

自署の場合は押印不要。
自署でない場合は押印すること。

※ 農業研修が適切に実施できるよう研修先及び研修生の間で合意した確認書であれば、本確認書例に限らない。

農業研修に関する確認書（例 2）

新規就農者受入経営体_____（以下、甲という。）及び研修生_____（以下、乙という。）及び岩手県立農業大学校長 竹澤利和（以下、丙という。）とは、農業研修について、次のとおり確認する。

第 1 条（研修期間）

研修期間は、令和〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日までとする。

第 2 条（研修生の責務）

乙は、研修期間中、丙及び甲の指示に従い、誠実な研修を遂行するとともに、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- （1）乙は、研修期間中に知り得た甲の業務上の機密又は甲と取引する顧客情報等（個人情報を含む。）について、ほかに漏洩してはならない。
- （2）乙は、甲の信用を害し品位を傷つける行為、研修の目的を逸脱する行為その他不道德な行為及び不法な行為をしてはならない。
- （3）乙は、研修期間中の不慮の事故に備え、あらかじめ傷害保険に加入しなければならない。
- （4）乙は、研修計画に即して必要な技能を習得しなければならない。
- （5）（1）から（4）までに違背した場合、丙及び甲の判断により研修を即時中止することができるものとする。

第 3 条（現地実習先の責務）

- （1）甲は、乙が独立・自営就農（親元就農し、就農後 5 年以内に農業経営を継承すること又は法人の経営者となることを含む。）ができるよう適切に生産技術等を教えなければならない。
- （2）甲は、乙を労働者として扱ってはいけない。

第 4 条（損害賠償）

- （1）乙は、研修中に、その責めに帰する事由により、甲又は第三者に損害を与えた場合には、その損害を賠償しなければならない。
- （2）乙は、研修における不慮の事故について、第 2 条（3）の規定に基づき、研修生が自ら対策を講じるとともに、甲及び丙に対し、当該不慮の事故についての損害賠償その他一切の請求を行わないものとする。

第 5 条（研修機関の債務）

- （1）丙は、乙の研修状況を把握し、問題がある場合は、地域の農業改良普及センター及び県農業普及技術課と連携のうえ直ちに対処しなければならない。

第 6 条（その他）

この確認書に定める事項について疑義が生じた場合又はこの確認書に定めのない事項については、確認書の趣旨に則り、甲・乙及び丙協議の上、定めるものとする。

本確認書締結の証として、本書 3 通作成し、甲・乙及び丙それぞれ各 1 通を保有する。

令和〇年〇月〇日

甲【新規就農者受入経営体

（住 所）

（研修先）

（氏 名）

乙【研修生】

（住 所）

（氏 名）

丙【研修期間名】

（住 所）岩手県金ケ崎町六原字蟹子沢 14

（氏 名）岩手県立農業大学校 校長 竹澤利和 印

自署の場合は押印不要。

自署でない場合は押印すること。

印

印

確約書

令和 年 月 日

殿

住 所：
氏 名：
(生年月日： 年 月 日： 歳)

私は、研修終了後に親元就農する予定であるため、老確保緊急円滑化対策
実施要綱の規定に基づき、下記の事項を実施す
なお、同要綱の規定が遵守できなかった場合

自署の場合は押印不要。
自署でない場合は押印すること。

記

- 1 就農に当たって家族経営協定等を締結し、私の責任や役割を明確に規定すること。
- 2 就農後5年以内に、当該農業経営を継承する、当該農業経営を法人化している場合は当該法人の経営者となる（親族との共同経営者になる場合を含む。）又は親の農業経営とは別に新たな部門を開始すること。

(親元就農先)

経営主の氏名 (法人化している場合は 法人名も)	
経営主の住所 (法人化している場合は 所在地も)	

(当該農業経営を継承する、当該法人の経営者となる又は親の農業経営とは別に新たな部門を開始する予定の時期)

年 月